平成２１年（フ）第７０８０号
大阪市東成区大今里西３丁目11番１号　ボワ・リジェール506号
債務者　加納明日香（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０８５号
大阪府交野市星田８丁目20番407号
債務者　桂　　久喜
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１５３号
大阪府寝屋川市豊野町25番１―604号
債務者　廣部　町子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４６９号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目２番７号
債務者　尚　　広国
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８６１号
大阪府寝屋川市萱島信和町12番19号
債務者　中村　幸恵
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０１７号
大阪市中央区玉造２丁目28番17―203号
債務者　中川　絹子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０８９号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番139―507号
債務者　今中　裕美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１２８号
大阪市城東区今福南４丁目11番２―707号
債務者　近森　咲子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１４０号
大阪府寝屋川市春日町８番８号エクセル春日Ｂ―201
債務者　東原こと　**鄭**　　弘樹
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１９９号
大阪府高槻市登町20番Ｂ25―210号
債務者　沖田　勇一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２１７号
大阪府箕面市瀬川５丁目16番５―307号
債務者　小林　俊彦
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２６３号
大阪府吹田市片山町４丁目26番14―２号
債務者　潮見　貞典
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２９３号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目７番18号
債務者　大村　武士
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３３３号
大阪市福島区鷺洲１丁目11番14―703号
債務者　山口　吏恵（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３８０号
大阪市東住吉区矢田２―８―21　オーティハイツ408、登録原票上の住所大阪府八尾市佐堂町２丁目１番10号
債務者　大島光雄こと　姜　　光雄
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３８２号
大阪府大東市北条１丁目６番17号　クレストハイツ101号
債務者　長田　隆子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３８６号
大阪市淀川区東三国５丁目13番12―308号
債務者　鹽住　照子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３８８号
大阪市住吉区東粉浜１丁目４番19号　ウエストヒル103号
債務者　樋口　孝司
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部